

公調委平成27年（ゲ）第4号世田谷区における飲食店からの大気汚染による健康被害等原因裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

申請人の顔，手，足，体に付いた油と申請人宅の建物の油汚れと室内に滞留し又流れてくる油煙やチクチクした空気等の油の被害は，被申請人が営業するステーキ店内で発生させた気化した高温加熱の油，油煙及び油煙に含まれている油の微粒子を強制排気し，拡散させたことによるものである。

2 被申請人

本件裁定申請を棄却する。

第2 事案の概要

本件は，申請人が，申請人の顔，手，足や体に付いた油や，申請人宅内の油汚れ，室内に滞留し，又流れてくる油煙やチクチクした空気等の油の被害は，被申請人が営業する飲食店から排出された油煙が原因であると主張して，その旨の原因裁定を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがない事実，文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 申請人

申請人は，昭和55年に婚姻し，その頃から肩書住所地所在の建物（以下「申請人居住建物」という。）に居住している（甲20，審問の全趣

旨)。

イ 被申請人

被申請人は、平成25年11月26日から、東京都世田谷区〇〇●丁目△△番□□号第■■■■■ビル（以下「本件ビル」という。）の地上1階部分において、ステーキ店（以下「本件店舗」という。）を営業している（争いがない事実）。

(2) 申請人居住建物と本件店舗との位置関係等

申請人居住建物と本件ビルとの位置関係は、別紙図面1のとおりである（同図面中の「a」と記載された部分が申請人居住建物の所在地であり、「当該地」と記載された部分が本件ビルの所在地である。甲1，審問の全趣旨）。

2 当事者の主張の要旨

(1) 申請人の主張

ア 被申請人の加害行為

被申請人は、本件店舗内において発生した大量の油煙を本件ビルの屋上のダクト及び本件ビルの1階に設置された排気口や給気口から排出している。

イ 申請人に生じた被害

申請人は、油で顔が赤くなったり、てかてかしたので、ピーリングや手をこするなどいろいろな方法で赤いものを取ろうと顔をいろいろいじった結果、医師から脂漏性皮膚炎、皮脂欠乏性湿疹等との診断を受けた。また、申請人は、申請人居住建物内ではチクチクした痛みを感じるし、友人から肌がつるつるしていると言われ、化粧品店の店員からは毛穴がないきれいな肌であると言われた。

申請人居住建物の廊下、外壁、玄関外側の階段、食器等に油が付着しているほか、キャベツをはじめとする冷蔵庫内に保存している食品は、油を

吸着し付着して硬くなっている。

ウ 被申請人の加害行為と申請人の被害との因果関係

- (ア) 申請人居住建物と本件店舗とは隣接している。本件店舗は角地にあり、申請人居住建物の周辺には他に飲食店や一般家庭の台所もない。
- (イ) 本件店舗の２箇所の換気口から申請人居住建物の玄関までは１．５ｍ程度しか離れておらず、その間に障害物はない。

本件ビルの屋上のダクトの排気口から申請人居住建物のベランダや吹き抜け玄関までの距離は３．５ｍ程度しか離れておらず、その間に障害物はない。排気口の向きは申請人居住建物とは反対の向きとなっているが、排気口の前方に室外機が設置されており、この室外機が壁となって油煙が申請人居住建物側に流れている。

自然給気口が本件店舗の北側と西側にあり、西側の給気口は申請人居住建物の浴室から２．５ｍ程度しか離れておらず、その間に障害物はない。

(2) 被申請人の主張

ア 被申請人の加害行為について

否認する。

被申請人は、申請人への対処のため、本件店舗から排出される臭気について、臭気調査会社に依頼して調査した。平成２６年２月３日のランチの時間帯及び同年３月９日のディナーの時間帯に測定した臭気の結果は臭気指数（臭気濃度）、臭気強度及び快・不快度のいずれも近隣商業地域（悪臭の規制基準における第二種区域）の規制基準値以下であった。同年２月２３日のディナーの時間帯に測定した結果、本件ビル３階の南側敷地境界において、臭気指数（臭気濃度）、臭気強度及び快・不快度がいずれも上記規制基準以上の値だったが、その原因はランチの時間帯に利用した鉄板をディナーの時間帯にも継続して利用したために、鉄板にこびりついた焦

げ等の悪臭が出たためだと推論され、同年３月９日のディナーの時間帯の測定においては、ランチで利用した鉄板を利用せずに別の鉄板を利用した。ランチの時間帯とディナーの時間帯とで利用する鉄板を使い分ける措置はその後も継続している。

被申請人が申請人に対して上記結果を書面にて回答した後、申請人は脂臭及び油臭中の油分に困っている旨主張し始めた。被申請人は、本件店舗の煙を排出する本件ビル屋上付近に油分が付いているかどうかを調査したが、油分の付着はなかったし、その後も申請人のクレームを受けて本件店舗周辺の複数箇所を調査した結果、油分の付着はなかった。

本件店舗の屋上部分及び本件店舗の周辺部分に油分が付着していない以上、申請人居住建物にのみ油分が付着するとは考えられない。

イ 申請人に生じた被害について

知らないし否認する。

ウ 被申請人の加害行為と申請人の被害との因果関係について

否認する。

否認の理由は前記アのとおりである。

第３ 当裁定委員会の判断

１ 認定事実

前提事実、文中掲記の証拠及び審問の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 申請人居住建物と本件ビルの位置関係等

ア 申請人居住建物と本件ビルとの位置関係は、別紙図面１のとおりである（前記第２の１(2)）。

イ 本件ビル１階の東側面外壁の南（申請人居住建物）側に排気口及び給気口がある（別紙図面２中の㊶及び㊷はいずれも排気口であり、㊸は給気口である。甲１，甲２の３，乙１２，職１）。

ウ 本件ビルの屋上にはダクトが設置されており、その向きは申請人居住建物とは反対方向である。ダクトの前方近くに室外機が設置されている。

(乙 8 の 3, 職 1)

(2) 本件裁定申請に至る経緯等

ア 被申請人は、平成 25 年 1 月 26 日から本件店舗においてステーキ店の営業を開始し、以後、その営業を継続している（審問の全趣旨）。

イ 申請人は、本件店舗におけるステーキ店の営業開始前から、本件ビルの所有者との間で本件店舗の排気口等について話し合いをし、また、被申請人による本件店舗におけるステーキ店の営業開始後、被申請人代表者の妻等に対し、悪臭、騒音及び振動について対処を求めた（乙 18, 審問の全趣旨）。

ウ 被申請人は、平成 26 年当初、申請人との対応を被申請人代理人弁護士に委任し、被申請人負担のもと、本件店舗が行政法上適法に営業されているかどうか、本件店舗の騒音及び振動が法律や条令等で許容されている数値を超えているかどうか、本件店舗による臭気が法律や条令等で許容されている数値を超えているかどうかについて、行政書士、騒音・振動測定会社及び臭気測定会社にそれぞれの調査を依頼した。

その結果、本件店舗は行政法上適法に営業されており、本件店舗の騒音及び振動について法的な問題はなかった。

また、本件店舗による臭気の調査依頼を受けた b 株式会社は、平成 26 年 2 月 3 日午前 11 時 30 分から午後 1 時までの間、同月 23 日午後 5 時から午後 6 時までの間及び同年 3 月 9 日午後 5 時から午後 5 時 40 分までの間、それぞれ、本件ビル南側敷地境界の 3 階及び 1 階において採取した臭気について調査し、要旨、次のとおり報告した（臭気指数、臭気濃度、臭気強度、快・不快度及びにおいの質の各測定方法は別紙 3 のとおりである。）。被申請人は、下記②の測定において、南側敷地境界 3 階の臭気が

後記(6)の東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「環境確保条例」という。)の規制値を超えており、その原因として、昼間の営業時間に利用した鉄板を夜間の営業時間においても継続して利用したことが原因であると推論し、下記③の臭気測定を実施した。(乙1(甲6の1), 乙4(甲6の2), 乙5(甲6の3), 乙6の1, 乙18, 審問の全趣旨)

①平成26年2月3日午前11時30分から午後1時までの間

	臭気指数	臭気濃度	臭気強度	快・不快度	臭 質
南側敷地境界3階	1.1	1.0	2.3	-1.8	肉脂臭
同	1階1.0以下	1.0以下	1.8	-1.3	肉脂臭

②平成26年2月23日午後5時から午後6時までの間

	臭気指数	臭気濃度	臭気強度	快・不快度	臭 質
南側敷地境界3階	1.8	6.0	3.3	-2.3	肉脂臭, 焦げ臭
同	1階1.0以下	1.0以下	2.0	-1.3	肉脂臭

③平成26年3月9日午後5時から午後5時40分のまでの間

	臭気指数	臭気濃度	臭気強度	快・不快度	臭 質
南側敷地境界3階	1.0以下	1.0以下	2.0	-1.3	肉脂臭
同	1階1.0以下	1.0以下	1.8	-1.0	肉脂臭

エ 被申請人は、平成26年4月23日頃、代理人弁護士を通じ、申請人に対して、前記ウの結果を通知した。

これに対し、申請人は、同年5月15日頃、被申請人に対し、「私が困っているのは検査結果にありました脂臭、油臭の中の油分。油分は衣類や布団に付着し、ほこりを吸着し、更に空気より重いので下に落ちます。」と記載し、油臭及び騒音(振動音)の改善について、空調のスペシャリストから助言を受けた内容等を記載した書面を送付した。

(乙6(枝番号を含む), 乙7)

オ 被申請人代理人弁護士は、平成２６年５月３１日、申請人に対し、前記エの申請人の書面に対する回答として、本件ビル屋上のダクト及びこれを拭き取った雑巾並びに上記ダクトの前の手すりを拭き取った雑巾等を写真撮影し、本件ビルの屋上付近に油分は付着していない旨記載した書面を送付し、その頃、上記写真を送付した（乙８（枝番号を含む。））。

カ 申請人は、平成２６年９月２５日頃、被申請人代理人弁護士に対し、「大気と微粒子の話」と題する書籍の抜粋の写しとともにベランダの手すりに触れるとベターとする、布団や洗濯物を干すと油でつるつるしてしまうので干せない、植物の葉に油が堆積したみたいで触れると油っぽく、葉は茶色に変色したり病気になったり枯れて全滅した植物もある、床や階段、和室の畳など家中がつるつるしている、毎日酸化した食用油を体内に取り入れてアトピー症になるのではないかと健康に不安を感じ、強いストレスとなっている等記載した書面を送付した（乙１０（枝番号を含む。））。

キ 被申請人代理人弁護士は、平成２６年１０月１０日、前記カの申請人の書面に対する回答として、本件ビルの南（申請人居住建物）側階段の手すりや同階段横の鉄柱、本件ビルの斜向かい側の木製看板及び本件ビルの北（申請人居住建物とは反対）側の建物敷地の手すりをそれぞれ雑巾で拭き取ったところ、油分の付着という事実はなかった旨記載した書面を送付し、その頃、上記の各場所を雑巾で拭き取った際の写真を送付した。

その後も申請人と被申請人との間では解決に至らず、申請人及び被申請人代表者は、c警察署に申請人と被申請人との間の紛争について相談するなどした。

（乙１１（枝番号を含む。））、乙１８、審問の全趣旨）

(3) 申請人は、平成２７年８月２０日、公害等調整委員会に対し、本件裁定申請をした（審問の全趣旨）。

(4) 平成２７年８月、申請人、被申請人代表者及びc警察署警察官立会いの下、

本件ビルの屋上のダクト付近の手すり及び申請人が油煙のために枯れたと主張する申請人居住建物の玄関の階段付近（職１の写真１０）に、それぞれ約１０ｃｍ四方のガーゼを３日間にわたって貼り付け、警察において、これらのガーゼと未使用のガーゼに付着している成分を調べた。申請人及び被申請人代表者等は、警察官から、本件ビルの屋上のダクト付近の手すりに貼り付けたガーゼから微量の動物性油脂が検出され、申請人居住建物敷地内に貼り付けたガーゼには上記の動物性油脂が付着しておらず、未使用のガーゼと成分が同じであったとの説明を受けた。（甲１１，乙１８，職１，審問の全趣旨）

- (5) 本件裁定委員会の命を受けた審査官等は、平成２８年１月２９日、申請人、被申請人代表者、被申請人代理人弁護士等立会いの下、申請人居住建物、本件店舗及びその周辺を調査した。本件ビルの周辺には飲食店が多数存在していた。（職１）
- (6) 東京都の環境確保条例は、悪臭規制基準として、近隣商業地域等に隣接する地先及び水面の敷地境界規制基準を臭気指数１２と定めている（乙１，乙４，乙５）。

悪臭防止法施行令は、敷地境界線における臭気指数に係る規制基準の範囲を１０以上２１以下と定めている（６条）。

２ 因果関係について

前記１(2)のb株式会社による報告の結果及び同(4)の警察官の説明内容に鑑みれば、本件店舗から微量の動物性油脂が排出されていたことが認められる。他方、上記の警察官の説明内容によれば、申請人居住建物の玄関の階段付近の植木の横に貼り付けたガーゼには動物性油脂が付着していなかったのであるから、上記の平成２７年８月の調査の期間中、本件店舗から排出された動物性油脂成分が油の状態で申請人居住建物の玄関階段付近まで到達していたとは認められない。そして、申請人居住建物敷地内にガーゼを貼り付けた位置は申請人が油

煙が必ず入ってくる入り口として指定した玄関階段付近であること（第1回審問期日における申請人の陳述）に加え、この調査の期間中に本件店舗が営業していなかったとの事情もうかがわれないことを考慮すると、本件店舗の営業中、本件店舗から排出された油脂成分が油の状態で申請人居住建物の玄関階段付近まで到達していたと認めることは困難である。

この点、前記1(2)のb株式会社による報告の結果によれば、本件ビル南側敷地境界の3階及び1階において採取した臭気から肉脂臭があったとされているが、臭気中の油脂成分の程度は明らかではない。また、油脂成分が油の状態で申請人居住建物の玄関付近まで到達していたと認め難いことは上記のとおりである。そして、平成26年2月23日午後5時から午後6時までに本件ビル南側敷地境界の3階において採取された臭気は東京都の環境確保条例における悪臭規制基準の臭気指数を超えていたものの、同日同時間の同場所で採取された臭気の臭気指数18は悪臭防止法施行令における規制基準の範囲（臭気指数10以上21以下）内であった（前記1(6)）。そうすると、臭気に含まれている油脂成分が申請人居住建物の外部や内部に何らかの汚れをもたらしたとも考えにくい。

以上に加え、本件ビルの周辺には飲食店が多数存在していたこと（前記1(5)）、前記1(5)の調査における申請人居住建物3階ベランダの調査の際、本件店舗の営業時間中であったが、申請人は「いろいろな臭いがするので分からない」旨説明していたこと（職1）も考慮すると、仮に、申請人が主張する被害（前記第2の2(1)イ）が生じていたとしても、それが本件店舗から排出された油煙によるものであるかどうか（因果関係）は不明であるといわざるを得ない。

- 3 したがって、仮に、申請人が主張する被害（前記第2の2(1)イ）が生じていたとしても、それが本件店舗から排出された油煙によるものであるかどうか（因果関係）は不明である。なお、申請人は別紙図面2中の図も排気口であるかのように指摘するが、申請人居住建物敷地内で申請人が指定した位置に貼り

付けたガーゼに動物性油脂の付着が認められなかったことに加え，本件店舗から排出される油分が申請人居住建物に到達する量を具体的に裏付ける証拠がない以上，この指摘が上記判断を左右するものではないし，申請人のその余の主張を踏まえても，本件店舗による油煙の排出と申請人が主張する被害との間に因果関係を認めるに足る的確な証拠はない。

4 結論

以上によれば，少なくとも，本件店舗からの油煙の排出と申請人が主張する被害との間に因果関係を認めることはできないから，その余の点について判断するまでもなく，本件裁定申請は理由がない。よって，本件裁定申請を棄却することとし，主文のとおり裁定する。

平成28年7月22日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 吉 村 英 子

裁定委員 高 橋 滋

裁定委員 野 中 智 子

(別紙省略)